



ガイドラインでの対応が必要とされている事項

2024年11月15日

環境省環境再生・資源循環局

ガイドラインでの対応が必要とされている事項

	これまでの議論を踏まえ、ガイドラインで記載するとされた事項	資料2での記載箇所
1	「モニタリング項目や測定方法」 再生資材化した除去土壌を扱う作業者について、電離則の対象外であるため線量管理が不要である旨記載。	第2章 p11、第3章 p34及びp36にガイドラインでの記載ポイントを整理。
2	「モニタリング項目や測定方法」 空間線量率以外(例:周辺の地下水等)の項目についてモニタリングが不要である旨の整理。	第2章 p20にガイドラインでの記載ポイントを整理。
3	「モニタリング項目や測定方法」 モニタリングにおける空間線量率の測定位置や維持管理時の測定頻度の整理。 施工規模や理解醸成等の観点から、モニタリングの測定位置や頻度、モニタリング項目を変更することが可能である旨記載。	第2章 p19及びp20にガイドラインでの記載ポイントを整理。
4	「記録の作成・保管」 「①再生資材化した除去土壌の諸元に関する情報」として挙げられている除去土壌の量、放射能濃度、他の品質のうち、他の品質に関する具体的内容の記載。	第2章 p23にガイドラインでの記載ポイントを整理。
5	「利用場所や利用部位」 復興再生利用場所の選定にあたり十分な検討を要する場所や、設計にあたって十分な検討を要する利用部位の例を整理。	第3章 p27にガイドラインでの記載ポイントを整理。
6	「土壌プロファイルデータ」 復興再生利用の計画にあたって参考となるよう、必要に応じて把握し、利用に係る関係者に示すことが望ましい土木資材としての性状に関するデータの例を整理。	第3章 p28にガイドラインでの記載ポイントを整理。

ガイドラインでの対応が必要とされている事項

	これまでの議論を踏まえ、ガイドラインで記載するとされた事項	資料2での記載箇所
7	「除去土壌の放射線安全性」 放射線防護の考え方についての整理。	第2章 p11及びp12にガイドラインでの記載ポイントを整理。
8	「除去土壌の放射線安全性」 地下水を汚染することを防止するための特別な措置(遮水シートの敷設等)について不要である旨の整理。	第2章 p18にガイドラインでの記載ポイントを整理。
9	「覆土等の覆い」 覆土等の覆いについて、放射線の遮へい効果を有する旨を記載。	第2章 p17にガイドラインでの記載ポイントを整理。
10	「覆土等の覆い」 覆土等の覆いの考え方についての整理。	第2章 p16にガイドラインでの記載ポイントを整理。
11	「災害リスクに対する追加の安全対策」 災害発生時における年間追加被ばく線量を1mSv以下とするための追加の安全対策が不要である旨記載。	第3章 p36にガイドラインでの記載ポイントを整理。
12	「放射能濃度の測定方法」 再生資材化された除去土壌の放射能濃度が8,000Bq/kg以下であることを確認するための調査方法(調査単位等)の整理。	第2章 p13にガイドラインでの記載ポイントを整理。
13	「環境安全性等」 除去土壌の環境安全性に係る品質の確認について、利用用途や利用先に応じて参考となる環境規制等の整理。	第3章 p29に、ガイドラインでの記載ポイントを整理。

ガイドラインでの対応が必要とされている事項

	これまでの議論を踏まえ、ガイドラインで記載するとされた事項	資料2での記載箇所
14	「ふるい分け・分別作業」 除去土壌の再生資材化にあたって、ふるい分け・分別作業等の適切な前処理を行う旨記載。	第2章 p8及びp9にガイドラインでの記載ポイントを整理。
15	「輸送の安全性」 放射性物質汚染対処特措法に基づく運搬基準に拠った除去土壌の運搬について整理。	第3章 p30～p32にガイドラインでの記載ポイントを整理。
16	「輸送車両に関する諸元や取扱い」 福島県内中間貯蔵施設への輸送を通じて得られた知見や、交通安全等の観点を踏まえた運行管理等について記載。	第3章 p30～p33に、ガイドラインでの記載ポイントを整理。
17	「覆土等の覆いの維持管理手法」 復興再生利用を行った場所の表示として、範囲等の表示や立ち入り制限を設けない旨の記載	第2章 p22にガイドラインでの記載ポイントを整理。
18	「覆土等の覆いの維持管理手法」 点検(覆土等の覆いの変状の把握)について記載。	第3章 p36及びp38にガイドラインでの記載ポイントを整理。
19	「覆土等の覆いの維持管理手法」 異常がみつかった場合の復旧等の対応について整理。	第3章 p37以降にガイドラインでの記載ポイントを整理。
20	「覆土等の覆いの維持管理手法」 除去土壌の形質変更等の恐れのある行為に対する制限等について記載。	第3章 p36にガイドラインでの記載ポイントを整理。
21	「所有・管理等の明確化」 復興再生利用にあたって、関係機関等の間で施工や維持管理に関する協議を行う事項の例を整理。	第2章 p24にガイドラインでの記載ポイントを整理。
22	「適切な施工・維持管理に向けての連携手法」 多様な関係者の参画が想定される事業については、円滑な協力関係を築くため、関係者に対して復興再生利用に関する情報を適切に共有するといった取り組みが望ましい旨記載。	第2章 p25にガイドラインでの記載ポイントを整理。

ガイドラインでの対応が必要とされている事項

	6月12日以降の委員(他の検討会等を含む)からのご指摘	資料2での記載箇所
1	放射能濃度の測定方法における調査単位について、復興再生利用の方法などで、様々な考え方が出てくると思うが、今後検討頂きたい。また、サンプリングの方法を決めておくべき。	第2章 p13に、ガイドラインでの記載ポイントを整理。
2	何故1mSvなのか、簡単で構わないので説明しておいた方がよい。例えば、これまでの疫学調査で100mSvを超えるものはがんのリスクが上がるということが証明されているが、これを十分に下回る線量であるなど。	第2章 p12に、ガイドラインでの記載ポイントを整理。
3	地域における理解醸成のため、モニタリング結果の公表や地域の方がモニタリングに参画することを通じて、状況の見える化を行うことは重要。	第2章 p20、p22及びp23に、ガイドラインでの記載ポイントを整理。
4	地域と対話していくことについて記載すべき。モニタリング結果の公表や住民の方も参画する形でのモニタリングなど、地域の方との対話につながるようなことを記載するとよい。	第2章 p9、p20、p22及びP23に、ガイドラインでの記載ポイントを整理。

ガイドラインでの対応が必要とされている事項

	IAEA専門家会合最終報告書で示された結論	資料2での記載箇所
1	<p>どのような状況や事態が発生した場合に、構造物の管理者(公的機関等)が、計画された行動(例:修復措置の実施)を進める前に、環境省に報告し、環境省の助言、レビュー、同意を求める必要があるかを明確にする必要がある。この協定では、再生利用の構造物の安全性を保証するため、事業の場所の形状や利用に関する変更についての事前通知の手順が含まれるべきである</p>	<p>第3章 p36以降にガイドラインでの記載ポイントを整理。</p>
2	<p>[事業の]場所が特定された時点で、事業実施前に、他の利害関係者(構造物の管理者、施設管理者、土地所有者等)とともに、[事業の実施]場所固有の協定を作成すべきである。これらの協定には、事業の土壌受入基準(受け入れ可能な放射能濃度等)が含まれるべきである。</p>	<p>第2章 p24にガイドラインでの記載ポイントを整理。</p>
3	<p>技術的な要件が含まれるべきであり、また、安全を保証するために必要な管理体制、管理上の要件(保管・提示すべき記録など)、地元の自治体や地域社会とのコミュニケーションの重要性(事業の各段階におけるコミュニケーションに関する必要な情報の提供等)が記載されるべき。</p>	<p>第2章 p9、p20及びp22～p25等にガイドラインでの記載ポイントを整理。</p>
4	<p>再生利用に関する国民や利害関係者との相談の重要性について、再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策に関するワーキンググループ(セクションVI.3参照)の助言も考慮に入れて、技術ガイドラインに明記されるべきである。</p>	<p>第2章 p9にガイドラインでの記載ポイントを整理。</p>
5	<p>技術ガイドラインは、望ましくない事態が起こった場合の意思決定の手順を明確に示すべきである。</p>	<p>第3章 p37以降にガイドラインでの記載ポイントを整理。</p>